第3回一宮保育所の民間移管に関する三者協議会 議事録

平成 28 年 8 月 10 日 (水) 午前 10 時 00 分~ 一宮町保健センター 3 階 会議室

1. 開 会

出席者

町:福祉健康課長 (課長)、保育所長 (所長)、福祉健康課子どもグル

ープ職員(町職員)

事業者:社会福祉法人どろんこ会 運営部 2人(どろんこ会)

保護者:一宮保育所 保護者代表 3人(保護者)

事務局:福祉健康課子どもグループ長、職員1人、保育士1人(事務局)

2. 議 題

課長:8月3日に行ったつくばどろんこ保育園の視察について、どろんこ会には大変お世話になった。保護者代表の方々にも保育の様子をイメージするために大変有意義な視察となったのではないか。保育内容の細かい点に関して、またこの協議会で詳細を決めて行きたい。

(1) 持ち物・実費徴収について

事務局: 持ち物についての資料を用意した。まずは、0,1,2歳児用の資料を見ていきたい。各項目について、説明が書いてあるので、質問等あればその場で聞いていただいて構わない。

(各項目について、一宮保育所、どろんこ会からそれぞれ簡単な説明を受ける。)

保護者:(手持ちコップについて)つくばでは縁側においてあるコップで自由に飲み物を飲めていた。名前を書かずに園に寄付をして、みんなでそれを使うのか?

どろんこ会: それは園のコップである。個人のコップは名前を書いて頂き、給食の ときに自分のコップに飲み物を入れて配る。公園などに行くとき飲み物を 持っていくが、そのようなときに使うのも園のコップだ。

所長 :水筒を家から持参しないのか。

どろんこ会:家から持参する必要はない。園が飲み物とコップを用意する。

保護者:(スモックについて)汚れそうな活動の際、希望者は今まで通りスモック

を利用できるか。

- どろんこ会:原則、使用しない。そこまでの個別対応は困難な上、これまで不都合 も発生していない。
- 保護者:(園指定のもの全体について)クラス帽子や製作バッグ、名札など、新た に入園する家庭は購入が必須だが、一宮保育所から移行する家庭は今まで の物を使えるか。
- どろんこ会:帽子や名札など、園の児童と判別する安全管理上の都合があるので、 どろんこ園に入園いただく際には全員揃えていただきたい。帽子、名札と もに入園時に1度購入していただくだけ。

保護者:連絡帳は毎日記入するのか。

- どろんこ会:3才未満児と以上児では書く内容が違うが、基本的には毎日保育士と 保護者でやり取りがあるものと想定している。
- どろんこ会: (服装について) 特別に着脱が困難なものと、フード付の服を控えていただきたい。

事務局:続いて3.4.5歳児について見ていく。

- 保護者: (上履きについて)公立保育所では使用しており、災害時にガラスが飛散 した場合などにおける安全対策で使用している経緯もある。上履きを使用 しないどろんこ保育園ではその点についての対策はあるか。
- どろんこ会:飛び散らない仕様のガラスを利用する等対策を施しているので、上履 きを履かなければ危険な状況を想定していない。
- 保護者:土地柄、津波被害は心配ないかと思うが、災害とは想定していないものが 発生するものだ。施設の外に逃げることも想定しなければならない。
- どろんこ会:教室の表側に下駄箱があり、そこで靴を履くところから避難訓練に組 み込んでいる。靴を履いて施設外へ逃げることとする。
- どろんこ会:(ピアニカについて)各家庭で用意していただく。希望があれば園でもまとめて注文を取っている。兄弟のおさがりなどがあればそれを使っていただいて構わない。

保護者:(クレパスについて)1セット買って卒園までもつか。

- どろんこ会:何度も買い替えることは想定していない。例えば1色無くなった場合 には単品補充などを含めて臨機応変に対応する。
- どろんこ会(ぞうりについて)第1回に示したしおり(案)にぞうりの利用について書いてあったと思うが、これは完全に任意である。裸足が良いという理念から、ぞうりがよいということから販売はしているが、つくばを見ていただいてわかる通り、殆どの子どもたちは夏場、裸足で活動している。ぞうりを使っている子は少ない。

保護者:靴が汚れてもいいという家庭は靴を履いてもいいか。

どろんこ会: もちろん靴をはいてよい。裸足も強制ではない。夏場に靴を履いて遊んでも一向に構わない。

- 保護者: (実費徴収・課外プログラムについて) 希望者制の課外プログラムで田植 え稲刈りがある。一宮では園庭内に田んぼを作る予定だが、そこで行う田 植え稲刈りも希望者のみなのか。
- どろんこ会:園庭内で行うものに関しては、日々の畑仕事と同じ扱い、カリキュラムの一環で行うことと考えるが、どうしても嫌であればもちろん強制はしない。
- 所長 : (実費徴収・のびのび教室について)公文式の教材を使うそうだが、年齢 別の物を使うのか。
- どろんこ会:年齢別というよりも、進度別である。進み具合によってその子にあった内容の物を用意する。
- 保護者: 教材は1冊終わったら次の教材を購入するのか。次はどのような内容の教材をやるのかは園が決めるのか。

どろんこ会:その通りである。

- 保護者: (実費徴収・完全給食費について) 今までは白米代はかかっていない。保護者向けにアンケートをとり、この協議に反映させたいと考えるが、大体いくらぐらいを目安に考えているか。また、高すぎる場合、今まで通り家庭から持っていくということは考えられるか。
- どろんこ会:現在、町と協議している。これまでは白米代の徴収がなかったことも 理解している。不確定な現状でアンケートをとっても、保護者の方が判断 することも出来ない上、最悪のケースを想定して回答が出てくるだろう。 そうなるとあまり有効ではないので、もう少し協議が進んで、現実的な案 が出てからお示ししたい。

事務局:第4回の協議(9月初旬)にはお示しする。

(2) 今後の協議方針・内容について

事務局:今日協議した持ち物・実費徴収についての資料を開示して、保護者に見ていただくわけだが、保護者代表の方から、これについて保護者から意見を徴する予定はあるか。

保護者:その予定である。

事務局:では、次回はその結果を協議し、持ち物・実費徴収について最終調整をする。この他、行事について、延長保育、バス、完全給食についても次回協議会で案をお示ししたい。それをもって第5回に最終的な調整を行うこととする。

(3) 施設名について「一宮どろんこ保育園」

事務局: これまでは、「一宮どろんここども園」と記載があるもの、「一宮どろんこ 保育園」と記載があるものと混同している部分があったが、この度、正式 に「一宮どろんこ保育園」として認可申請したいという方針が出た。先に 民営化・こども園化した東浪見こども園が「こども園」という言葉を使っているので、一宮に関してはなぜこども園と付けないの?という疑問があるかと思う。東浪見も同じだが、この計画で整備する施設は保育所型認定こども園であり、施設の種類としての分類は「保育所」に分類される。保育所型認定こども園とは、「1号認定子どもを受け入れることを認められた保育所」である。こういった背景から、「認定こども園 一宮どろんこ保育園」という施設になる。

保護者:パッと聞くと、保護者の間では「こども園ではなくなってしまうのか?」 と疑問に思う人もいるかもしれないが、保育所型認定こども園の説明を聴 けば納得するだろう。認定こども園であることを何らかの形で明記しなけ れば、認可保育所だと思われるのではないか。

事務局:町のホームページの施設情報には「認定こども園」と明記する。

どろんこ会: どろんこ会ホームページにも「認定こども園」欄を作り、そこに一宮 どろんこ保育園」と記載するだろう。

課長 : 認定こども園を運営するのは、どろんこ会では一宮だけか。

どろんこ会:一宮と同じ平成29年4月開園予定で、南魚沼(新潟県)で1施設運 営予定である。

課長:では、この施設名で今後進めることとする。

3. 閉 会